

令和2年度三重県サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者更新研修開催要項

1 目的

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。）及び児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）の適切かつ円滑な運営に資するため、サービスや支援の質の確保に必要な知識、技能を有するサービス管理責任者及び児童発達支援管理責任者の養成を図ることを目的とします。

2 実施者

社会福祉法人三重県社会福祉協議会（三重県から受託）

3 研修対象者

研修対象者は、次の（１）及び（２）のいずれかに掲げる者で、事業所が推薦する者とします。

（１）平成21年度から平成23年度までに、障害者総合支援法に基づくサービス管理責任者研修又は児童福祉法に基づく児童発達支援管理責任者研修を修了している者

（２）①三重県内に所在する障害者総合支援法に基づく指定障害福祉サービス事業所において、サービス管理責任者の業務に従事する者又は従事しようとする者

②三重県内に所在する児童福祉法に基づく指定障害児通所支援及び指定障害児入所支援の事業所において、児童発達支援管理責任者の業務に従事する者又は従事しようとする者

※県外でサービス管理責任者研修又は児童発達支援管理責任者研修を修了された方で相談支援従事者初任者研修講義部分を修了されていない方は受講できません。

4 受講定員

200名（全日程合計）

5 研修内容

研修のカリキュラムは別表1のとおりとします。

6 研修日程および研修場所

日程	場所
①令和2年12月23日（水） 9：30～17：30	三重県総合文化センター セミナー室C
②令和3年2月5日（金） 9：30～17：30	三重県四日市庁舎大会議室
③令和3年2月19日（金） 9：30～17：30	三重県伊勢庁舎401会議室

※日程①～③のうちいずれか1日の受講が必要です。

※日程の選択はできません。受講決定時にいずれかの日程を指定します。

7 受講の手続き

研修の受講を希望する者は、以下の要領で申し込むものとします。

(1) 提出書類

① 受講申込書（様式1号）

※必要事項を記入し、「推薦欄」に必ず事業所の代表者から推薦を受けてください。

※事業所の代表者は、代表者の責任において、適切に研修を受講できる能力を有すると判断できる者を推薦してください。

※申込書に記載の内容等について問い合わせをする場合があるので、必ず事業所用に控えをお取りください。

② サービス管理責任者等研修修了証書の写し

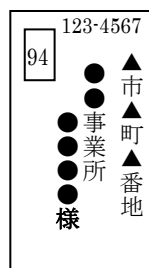
※申込書（様式1号）の研修受講歴に記載した年度の修了証書の写しを提出してください。

③ 返信用封筒

※**長形3号封筒**（A4版用紙三つ折りが入るサイズ（12×23.5cm））をご使用ください。

※事業所長宛てに宛名を記入し、94円分のを貼付してください。

※同一事業所から複数人申し込む場合は、**受講者1人につき1通必要です。**



長形3号：A4版用紙
三つ折りが入るサイズ

(2) 申込方法

上記書類①～③をそろえ、郵送で申込みをしてください。

※持参、FAX、Eメール等、郵送以外での申込みは一切受け付けません。

(3) 申込先（書類送付先）

〒514-8552

三重県津市桜橋2丁目131

三重県社会福祉協議会 福祉育成支援課障害福祉サービス事業所向け研修担当

(4) 申込期限（再募集）

令和2年11月6日（金）消印有効

8 受講決定

受講申込書や添付書類等の記載内容により受講可否を決定し、11月下旬を目途に受講申込者あてに通知するものとします。

なお、受講申込者が多数見込まれるため、研修の趣旨に鑑み、サービス管理責任者および児童発達支援管理責任者として現に従事している者を優先し決定します。

※12月11日（金）時点で受講可否通知が届かない場合は、事務局までお問い合わせく

ださい。

9 事前課題

受講にあたっては事前課題を研修当日受付で提出するものとします。課題の内容等については、受講決定通知にて示すものとします。

※事前課題の未提出者の受講は認めませんので、あらかじめご了承ください。

10 受講費用

2,500 円

受講決定通知と併せて納入通知書を送付しますので、納入通知書に記載された期日までに必ず納付してください。納入後はいかなる場合も受講料は返金しませんので、あらかじめご承知おきください。

11 修了証書

- ・ サービス管理責任者・児童発達支援管理責任者更新研修を修了（修了証書を交付）するためには、講義及び演習を全て受講することが必要です。
- ・ 遅刻、早退は一切認めないものとします。また、受講態度が著しく不良の場合（私語、居眠り、携帯電話の使用等）は、修了証書を発行できません。
- ・ 修了証書の交付については、研修終了後、受講者本人へ直接交付するものとします。

12 留意点

三重県知事は、修了者について、修了証書番号、修了年月日、氏名及び修了分野等必要事項等を記載した名簿を作成し、個人情報として十分な注意を払った上で管理するものとします。

13 新型コロナウイルス感染症防止対策

- ・ 発熱や咳等の風邪症状がある方は受講をお控えください。
- ・ 受講に当たっては、手洗い、手指消毒、マスクの着用等、各自で感染予防に努めてください。
- ・ 研修当日から2週間以内に海外渡航予定のある方は、受講をお控えください。
- ・ 受講決定後においても、家族や職場で感染が確認されるなど、濃厚接触者に特定され（疑いを含む）、感染者と最後に濃厚接触した日が研修当日から2週間以内の方は、受講をお控えください。
- ・ 「新型コロナウイルス接触確認アプリ（COCOA）」の事前インストールにご協力をお願いします。
- ・ 研修当日は入場時に検温を実施し、アルコール消毒液を設置します。
- ・ 研修実施中は適宜会場内の換気を行います。

14 その他

更新研修の受講にあたっては、一定の実務経験の要件が設定されています。

ただし、本年度については経過措置期間中（令和5年度まで）のため、平成30年度までに、障害者総合支援法に基づくサービス管理責任者研修又は児童福祉法に基づく児童発達支援管理責任者研修及び相談支援従事者初任者研修講義部分を修了した者の受講に上記実務経験は不問となっております。

2回目以降の受講にあたっては実務経験要件を満たす必要があります。

15 問い合わせ

三重県社会福祉協議会 福祉育成支援課 障害福祉サービス事業所向け研修担当

電話番号：059-213-0533 FAX：059-222-0305